

杉の子幼保連携型認定こども園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 杉の子福祉会
事業者の所在地	宮崎県延岡市富美山町5-2-4-1
事業者の連絡先	TEL 0982-32-3449 / FAX 0982-32-3463
代表者氏名	理事長 木本一成

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	杉の子幼保連携型認定こども園							
所在地	宮崎県延岡市富美山町5-2-4-1							
連絡先	TEL 0982-32-3449 / FAX 0982-32-3463							
施設長氏名	木本一成							
開設年月日	平成27年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	15人	15人	15人	15人	20人	20人	100人
	合計	15人	15人	15人	20人	25人	15人	115人
当園の基本理念・方針	<p style="text-align: center;">保育理念</p> <p>親子の絆の確立を支援し子供の成長発達に応じた保育を追求する。</p> <p style="text-align: center;">保育方針</p> <p>食育…健全な食生活を通して心身を育てる。 遊育…発達に応じた遊びを通して心身を育てる。 共育…家庭や地域と共に心身を育てる。</p> <p style="text-align: center;">杉の子幼保連携型認定こども園四原則</p> <p>○杉の子幼保連携型認定こども園は、子供達が自然に近い環境で遊べるようにしています。 ○杉の子幼保連携型認定こども園の保育は子供達の「群れ遊び」を大切にしています。 ○杉の子幼保連携型認定こども園は子供達が自ら「考え」「行動」する保育をしています。 ○杉の子幼保連携型認定こども園の保育は全て「当園の職員」で行っています。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1078.91 m ²
	園庭	300.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造 耐火
	延べ	758.82 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	2 歳児 空の子 3 歳児 風の子 4 歳児 大地の子 5 歳児 太陽の子
調理室	1 室	

(5) 職員体制 (令和 6 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
副園長、事務長	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	2 人	2 人	人	
保育教諭	17 人	10 人	7 人	
助保育教諭、講師	1 人	人	1 人	
栄養士	人	人	人	
調理員	4 人	3 人	1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9 時 00 分～午後 14 時 00 分 (5 時間)
預かり保育	保育時間	朝 : 7 時～9 時 夕 : 14 時～18 時

休業日	日曜日・土曜日・国民の休日
	年末・年始（12月29日～1月3日）
	夏期休園（8月7日～8月16日）
	冬期休園（12月26日～1月7日）
	春季休園（4月1日～4月6日）

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後18時00分（11時間）
	保育短時間	午前9時00分～午後17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：18時～20時
	保育短時間	朝：7時～9時 夕：18時～20時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後18時00分
	土曜日	午前7時00分～午後18時00分
休業日	日曜日・国民の休日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
給食費 (1号認定・2号認定)	主食費	月額	1500円
	副食費	月額	4500円
保育料/給食費以外の費用	デコまる	随時購入	2500円
	体操服（上）	随時購入	2300円
	体操ズボン	130cm迄	1960円
		140・150cm	2350円
絵本	登龍館絵本	2歳児 偶数月	530円
		3,4,5歳児	530円

教材	せんあそび	3歳児	310円
	あいうえお一二三	5歳児	570円
	数123	5歳児	570円
その他	(1号認定子どもの預かり保育に係る費用)	日額	450円
		18時～19時	200円
		19時～20時	300円
	(2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用)	18時～19時	200円
		19時～20時	300円

(8) 支払方法

<p>* 保育料（3号認定）・給食費（1号・2号認定）納入方法は口座振替</p> <p>* 保育料（3号認定）と給食の振替日は毎月25日です。ただし、その日が土日、祝日の場合は、銀行の翌営業日となります。</p> <p>* 1号認定・2号認定の主食代、絵本代は毎月雑費袋で現金、又はPayPayでの支払いとなります。</p> <p>* 3歳児、5歳児の教材の徴収は雑費袋で現金又はPayPayでの支払いとなります。</p> <p>* 延長料金は現金又はPayPayでの支払いとなります。</p>
--

(9) 提供する特定教育・保育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。毎日の保育内容はインスタや園の掲示板で提供します。</p>
--

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	園児健診、歯牙検診、検尿、交通安全教室、花祭り（太陽の子）
6月	保護者参観、プール開き、救命講習
7月	プール開き
8月	海水浴（太陽の子）
9月	給食参観（太陽の子、大地の子）、
10月	運動会、園児健診、入園説明会
11月	バス遠足、芋掘り、給食参観（風の子、空の子）

1 2月	交通安全教室、給食参観（海の子0・1歳児）
1月	行滕登山（太陽の子）
2月	節分
3月	ひな祭り、保育展、終了式、卒園式、入園説明会

（11）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法により6歳未満のお子さんにはチャイルドシートの着用が義務付けられています。子供さんの安全のためにも着用しましょう。 ・送迎時は、お子さんと手を繋ぐ、もしくは、お子さんの側から離れずに交通ルールを守って送迎してください。 ・お子さんの送迎は、車を「送迎駐車場①②③」のいずれかに駐車してお子さんを送迎してください。 ・「送迎駐車場①②③」への駐車は送迎時か園に用事がある時のみです。私用での駐車はご遠慮下さい。 ・送迎時及び駐車場内においての事故、盗難などについては、杉の子認定こども園は一切の責任を負いかねます。 ・緊急を要する事項以外は、メール（suginokoen@gmail.com）でご連絡ください。毎朝、各クラスの職員が確認しています。 ・当園では事故防止のため、お子さんの送迎は原則として保護者の方をお願いします。 <p>保護者の方以外がお迎えに来られるときは、事前に必ず電話か保育教諭に直接、お迎えに来られる方の身長、服装、お名前をお伝えください。（身分証明書の掲示を求める場合もあります。）</p> <p>ご連絡がない場合は、子供さんがその人に喜んで寄って行ってもお渡しできない場合もございますので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スイミング、塾等の習い事による業者の送迎は認めません。 ・子供さんを養育する人が変わったときは、速やかに園長にお申し出て下さい。親権者が変わられて、お申し出があるときは非親権者がお迎えに来られてもお渡しすることは出来なくなります。 <p>お申し出のない方には、子供さんをお渡しすることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団予防を目的とする感染症 B型肝炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・BCG・MR・日本脳炎の予防接種を必ず受けてください。予防接種を受けないご家庭は、本園の利用はできません。 ・子供が、感染症や疾病等の理由により出席する事が満たさないと判断した際は、出席の停止を命じることがあります。本園では、病気への抵抗力のない多くの乳児や3歳未満児が集団保育という感染可能な環境にある事情だけでなく、長時間余儀なくされているため、精神的負担が大きいという特殊性に鑑み、医師からの登園許可書を提出されても、本園では学校保健安全性《第19条出席停止》

	<p>に準じて出席停止を命じることがあります。</p> <p>・当園では完全除去食は行っていません。子供さんがアレルギーと思われる方は、専門の医療機関を受診してください。</p>
--	---

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	早田病院
医院長名	早田泰英
所在地	宮崎県延岡市高千穂通 3748 番地 1
電話番号	0982 - 33 - 5577

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	岩木歯科医院
医院長名	岩木秀文
所在地	宮崎県延岡市山下町 2 丁目 5-11
電話番号	0982 - 32 - 6480

(14) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

【管轄する消防署】

消防署名	延岡市消防本部
所在地	宮崎県延岡市野地町 5 丁目 2761
電話番号	0982 - 22 - 7103

【管轄する警察署】

警察署名	延岡駅交番
所在地	宮崎県延岡市幸町 3 丁目 4273 番地 4
電話番号	0982 - 33 - 3539

(15) 非常災害対策

防火管理者※	木本一成
避難訓練	毎月、火災、地震、風水害を想定して避難訓練をしています。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

避難場所	津波の場合・・・杉の子認定こども園屋上 火災の場合・・・杉の子認定こども園プレイグラウンド
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページ、SNS での情報提供

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 木本一成	理事長兼園長
相談・苦情解決責任者	(氏名) 一瀬千恵	主幹保育教諭
第三者委員	(氏名) 笠江孝一	(電話番号) 39 - 0290
		元教育長
	(氏名) 安原青兒	(電話番号) 23 - 5647
		元九州保健福祉大学教授
(氏名) 山本千穂子	(電話番号) 33 - 4830	
		元公立保育所所長

【要望・苦情等への対応方法】

<p>(1) 苦情の受付 苦情は、面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。尚第三者委員会に直接苦情を申し出ることもできます。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情解決申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。 ア. 第三者委員による苦情解決の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認</p> <p>(4) 都道府県「運営適正化委員会の紹介」 本事業所で解決できない苦情は、宮崎県社会福祉協議会（宮崎市原町2番22号宮崎県福祉総合センター内）に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。</p> <p>(5) 不適切保育についての相談窓口 ご案内 認定こども園連盟 不適切保育相談窓口 受付時間▶10：00～20：00（祝日を除く月～土） フリーダイヤル 0120 - 915 - 570</p>

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日保協 保育園総合保険制度
-------	---------------

保険の内容	傷害保険 補償金額 229.5万
保険金額	賠償保険 対人 10億 対物 1.000万

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。